

議 案 第 5 号

専決処分の報告及び承認について

令和2年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）については、直ちに新型コロナウイルス感染症対策費に係る補正予算を定める必要が生じたことから、特に緊急を要すると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

令和2年6月9日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

専 決 処 分 書

令和2年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）を、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月30日

松戸市長 本郷谷 健 次

理 由

新型コロナウイルス感染症対策費について、緊急に補正予算の必要が生じたため。

令和2年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）

令和2年度松戸市の国民健康保険特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,088,909千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月30日

松戸市長 本郷谷 健 次